

# 練馬区立美術の森緑地整備基本構想素案

平成 25 年(2013 年)1 月

練馬区

## はじめに

美術の森緑地整備基本構想策定委員会(以下「委員会」という)は、平成 24 年 7 月、練馬区長より、美術館に隣接する美術の森緑地の整備基本構想の策定について、委嘱を受けて発足しました。

美術館に隣接する「美術の森緑地」は、昭和 60 年 10 月の美術館開館とともに開設され、区民をはじめ多くの来館者の憩いの場となってきましたが、近年老朽化が進み、改修が望まれていました。このため、練馬区は「練馬区長期計画(後期実施計画)」(平成 24 年 3 月)において「美術の森緑地を美術館の屋外展示機能を有する公園として整備する」こととしました。

そこで、本委員会では、美術館のこれまでの取り組みや周辺のまちづくりの計画を踏まえて、次の視点を議論の柱として協議し、検討を行いました。

- 1 練馬区立美術館は「練馬区民の誇りとなり、自慢となる美術館へ」として、開館 25 周年を機にキャッチフレーズやロゴ・マークの作成を行った。美術の森緑地は、こうした取り組みをより一層発展させるものとして、美術作品の屋外展示を行い、地域の文化的イメージを高め、練馬区の新たな観光スポットとして、その魅力を発信していくこと。
- 2 子どもから高齢者まで、またバリアフリーに配慮し誰もが楽しめるみどり豊かな緑地とし、親しみの持てる彫刻等の作品を配置するとともに、地域のイベント等にも利用できるものとする。
- 3 現在検討中の中村橋駅北口地区地区計画と連携して、地域のまちづくり計画との整合を図り、地域づくりに寄与すること。

本委員会は、7 月以降 5 回の委員会を開催し、委員会を構成する学識経験者、地元団体代表、障害者団体代表、公募区民、区職員の 11 名がそれぞれの立場から活発な意見を交わし、この「基本構想素案(案)」をまとめました。

本基本構想の実現が、美術館の一層の充実につながるとともに、これを端緒として、周辺の中村橋駅や商店街などのまちづくりに波及させていくことにより、地域の活性化につながり、ひいては練馬区の文化的イメージの向上に寄与するものと確信します。

今後、この基本構想に則り、基本設計・実施設計、展示彫刻制作、工事が実施され、他に類を見ない斬新で<心ときめく>緑地となることを切に希望します。

平成 25 年 1 月

美術の森緑地整備基本構想策定委員会

# 目次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第1章 美術の森緑地の概要と課題----- | 1  |
| 1．緑地の概要               |    |
| 2．緑地の課題               |    |
| 第2章 整備の基本的考え方-----    | 3  |
| 1．緑地の機能               |    |
| 2．整備方針                |    |
| 第3章 管理運営のあり方-----     | 18 |
| 1．緑地管理の所管             |    |
| 2．維持管理                |    |
| 3．事業活用                |    |
| 4．ブランドの形成             |    |
| 第4章 今後の整備スケジュール-----  | 19 |

## 参考資料

- (参考1) 美術の森緑地基本構想策定委員会設置要綱
- (参考2) 美術の森緑地基本構想策定委員会委員名簿
- (参考3) 美術の森緑地基本構想策定委員会検討経過

# 第1章 美術の森緑地の概要と課題

## 1. 緑地の概要

美術の森緑地は、西武池袋線中村橋駅北口より線路に沿って西に約150mの位置にある都市公園です。貫井図書館、美術館、東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）が公園敷地に隣接しています。

所在地：貫井一丁目36番26号

敷地面積：約1,907㎡

開園：昭和60年10月（美術館の開館に合わせて整備）

主な施設：

舗装広場、壁泉、芝生築山、ベンチ、水飲み、彫刻「森の幻想」（古賀忠雄作）

主な植栽樹木：

ケヤキ、ヒマラヤスギ、ヤマモモ、シラカシ、クスノキなど

関連法令：

都市計画法、都市公園法・同施行令・同施行規則、練馬区立都市公園条例

美術の森緑地 現況図



※この図は、国土地理院長の承認を得て、同院の空中写真を使用し、施設名称等を加筆したものである。  
(承認番号 平18総使、第545号)

## 2. 緑地の課題

美術の森緑地の現状における課題は次のとおりです。

- (1) 美術館に隣接した「美術の森緑地」であるが、美術館へと導入するエントランスの動線がわかりづらく、館の展示等との関連性、一体性を感じる要素も少ない。
- (2) 現況では彫刻が1点のみ配置されているが、周辺の樹木の成長などにより、緑地のシンボリックな作品として認知されにくくなっている。
- (3) 壁泉は老朽化しているとともに、機能を停止している。
- (4) 植栽や高木が生育しているが、ほとんどの範囲は陶板敷きとなっている。「みどり30基本方針」に基づく緑化や雨水流出抑制などにおいて、さらに寄与できる余地がある。
- (5) 区外からの来館者も多い美術館の特性を活かし、美術館と合わせて集客力を高め、地域の活性化に繋げられる余地がある。
- (6) バリアフリーにかかわる法令等に適合していない箇所がある。
- (7) 緑地は美術館と管理の所管が別であり、管理運営の一体的運用が図れていない。

## 第2章 整備の基本的考え方

美術の森緑地整備の基本目標を次のとおりとします。

～ 美術館の屋外展示機能を有する場として整備し、新たな観光スポットへ～

美術の森緑地を、美術館の前庭として位置づけ、野外展示の場、美術館へいざなう場として一体的に活用する。

美術館と美術の森緑地を、練馬区の観光スポットとして、利用者の拡大を目指すとともに、地域のまちづくりに貢献するものとする。

### 1. 緑地の機能

前章の課題および基本目標に基づき、美術の森緑地に求められる機能については次のとおりとします。

- (1) 美術館正面出入口へのメインとなる来館者動線を確保した緑地とする。
- (2) 美術館の野外展示だけでなく、教育普及事業のイベント等でも利用できる緑地とする。
- (3) 子どもから高齢者、障害者、区外からの来館者など、誰でもが楽しめる緑地とする。
- (4) 野外展示物(彫刻)に触れることができるなど、美術に親しめる緑地とする。
- (5) まちづくりにも寄与するよう、緑地内ばかりでなく、周辺からも景観等が楽しめる緑地とする。
- (6) 現況の樹木は可能な限り保全し、さらにみどりを増やす緑地とする。
- (7) 文化芸術活動や地域イベント等の区民活動の場としても利用できる緑地とする。
- (8) 耐震性等の安全に配慮した緑地とする。

### 2. 整備方針について

整備する美術の森は、区立東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）や区立心身障害者福祉センターが隣接しており、様々な年齢層の誰もが親しめ、心身障害者にも安らぎをもたらす「動物」をテーマに展示します。みどり溢れる緑地に動物をモチーフとした彫刻を配し、誰もが憩い、楽しめる緑地とすることを目指し、整備方針を次のとおりとします。

#### (1) 整備の内容について

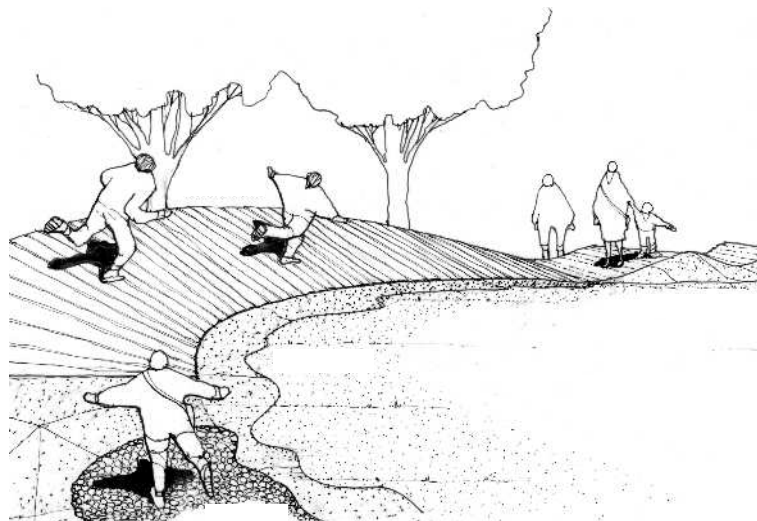
既存の陶板(舗装)を撤去し、彫刻作品展示の環境に相応しい一面の天然芝とする。ただし、利用頻度が高く、天然芝の維持管理が困難な箇所は、一部人工芝や舗装等を併用した整備とする。

樹木の伐採や剪定は必要最小限にとどめる。

誰もが楽しめ、心の癒しとなる動物をテーマとする彫刻を中心に配置する。みどりとの調和にも配慮した作品とする。

既存の壁泉を撤去し、美術館正面出入口および車椅子出入口（エレベーター乗降口）に案内するメインエントランスと園路（通路）を確保する。エントランスには壁面緑化の技術を活かした植物による動物作品（例：モザイカルチャー 等）を配置する。メインの園路のほか、利用者の利便性や通り抜けを考慮し、南側・北側からも緑地に入ることができるよう園路を確保する。

既存の彫刻のある斜面には、「動物感覚をとぎすます道」として、素材や色彩に工夫しながら傾斜をそのまま活かした道をつくり、動物感覚の体験ができるようにする。



動物感覚をとぎすます道（イメージ図）

ベンチの機能をもつ彫刻作品を複数設置し、休息ができるようにする。

ユニバーサルデザインやバリアフリーに最大限配慮した整備とする。

モザイカルチャー・・・自由な造形と草花の美しさで豊かな表現力が特徴の立体的大型造形物

## (2) 整備の留意点

動物をテーマにした彫刻は、形状や大きさ、色彩、動物の種類などについて、全体としての統一性を損なわないよう留意する。

彫刻作品はユニークでオリジナリティーあふれるものとする。

子どもだけでなく、大人にとっても魅力的な、それぞれの童心に触れるような親しみやすい作品とする。

子どもを対象に、配置した彫刻を描いて、その絵を美術館の展示事業に活用するなど、美術館と一体となったワークショップなどの開催が出来る機能を確保する。

園路については、素材や色彩を工夫し、歩くことが楽しく、雨の日でも滑りにくいものとする。天然芝については、踏圧等による芝枯れを最小限とするように工夫するなど、維持管理に留意する。

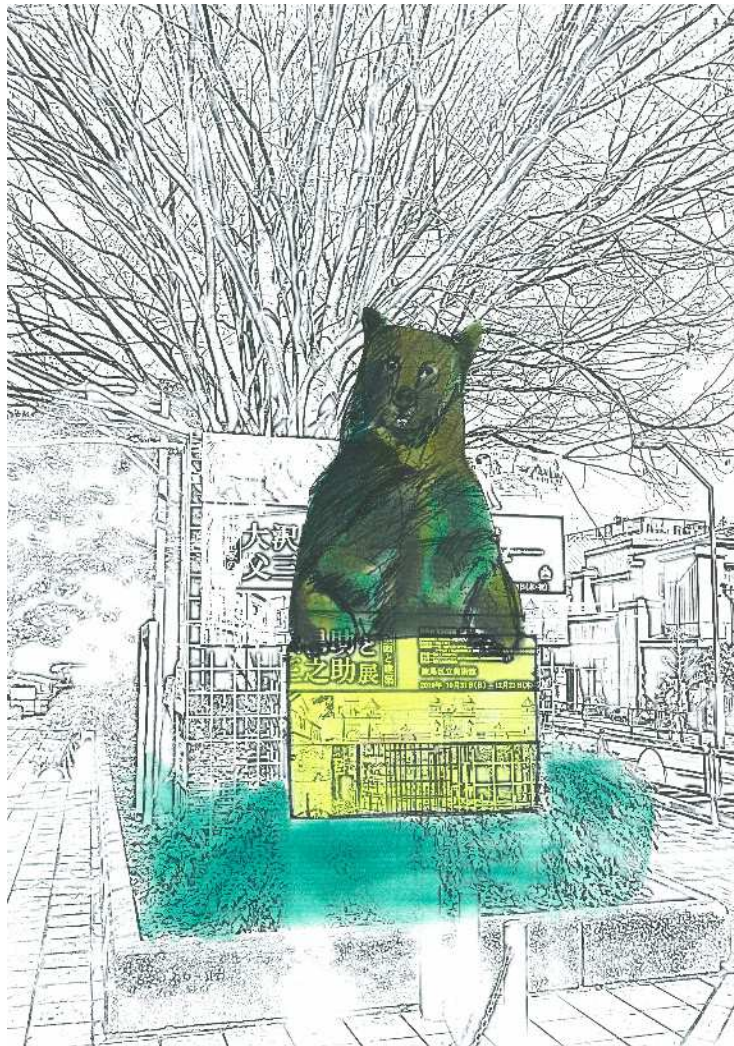
配置する彫刻作品等の制作については、練馬区美術家協会、区内唯一の美術系大学である日本大学藝術学部の協力を得て行う。

(3) 美術の森緑地の整備のイメージ図





A.クマ  
緑で作るアート



参考（モザイカルチャー）

B.キノコ

カサとイスのあるキノコ



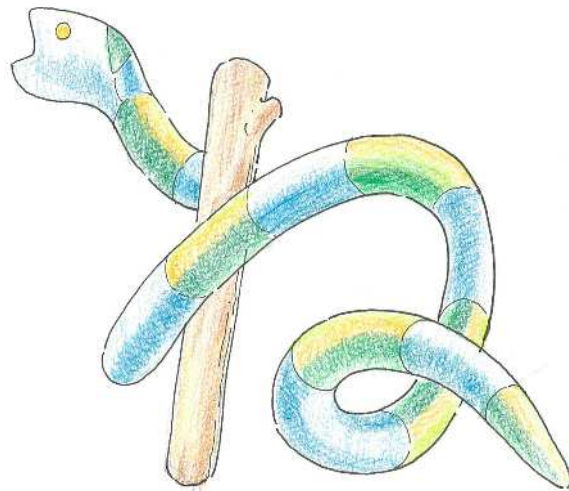
C.ネリマーマ・ダイコン

あき びんご氏のアイデア



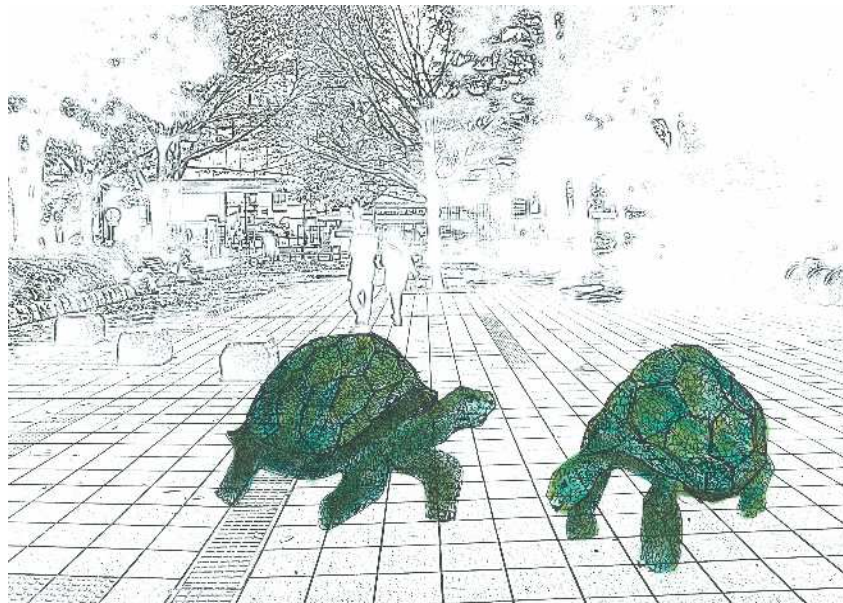
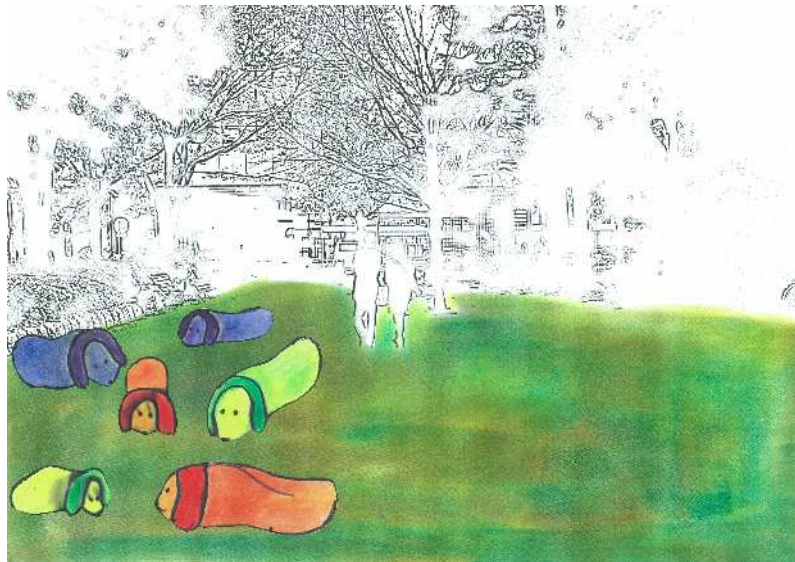
D . ヘビ

明るく楽しいヘビ



E . イヌとカメ

ベンチを兼ねる



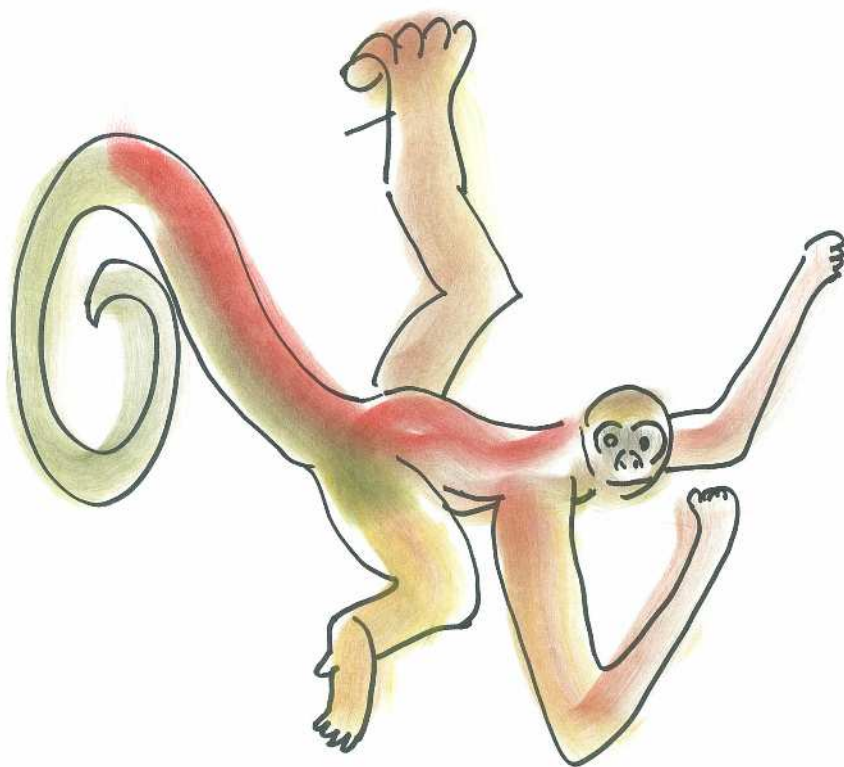
F . ライオン  
 幻想的なライオン



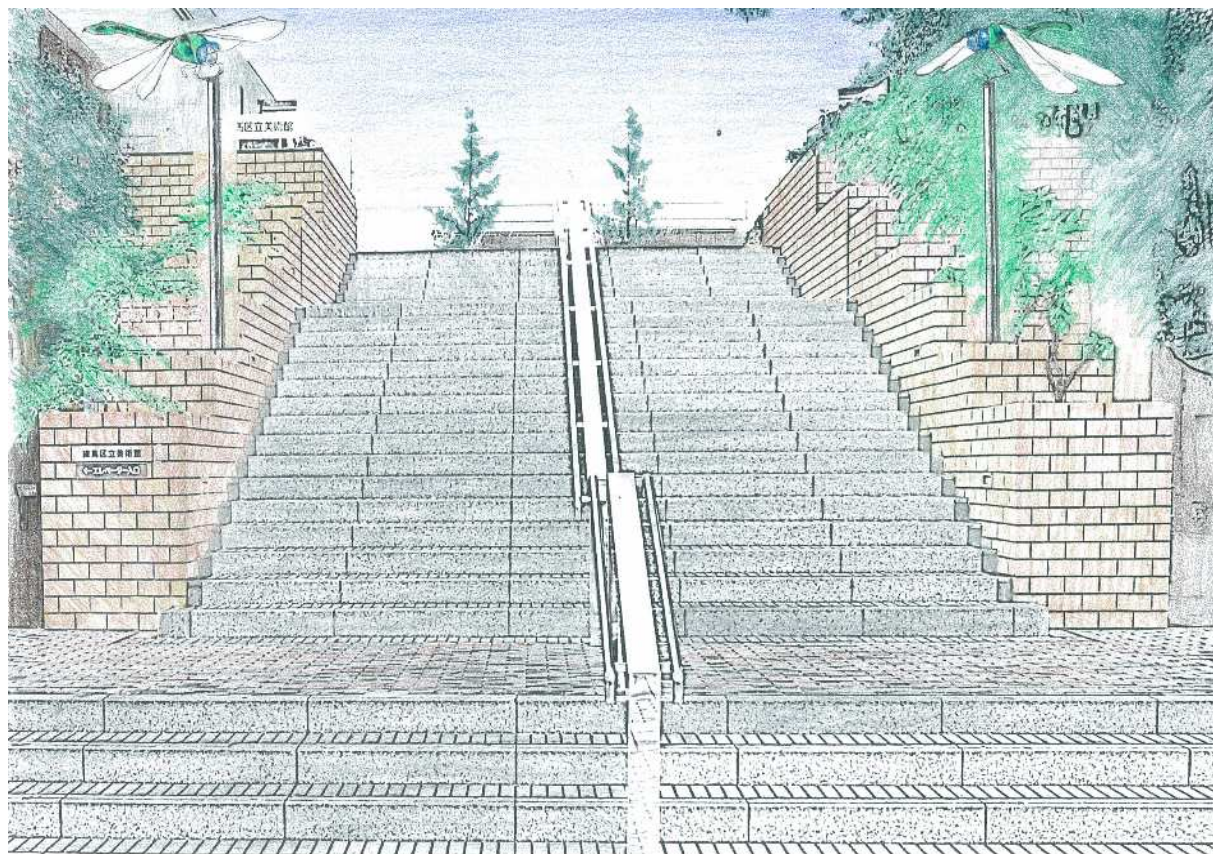
G . ゴリラ、サル  
 愛くるしい巨大ゴリラ



木にぶら下がるテナガザル



H. トンボ  
トンボによる阿吽



I . 写るもの  
鞍掛純一 作



J. キリン  
カラフルなキリン



K . ネコ

島田紘一 作（練馬区美術家協会、二科会）





L . オオトカゲ

参考 グエル公園 アントニオ・ガウディ 作



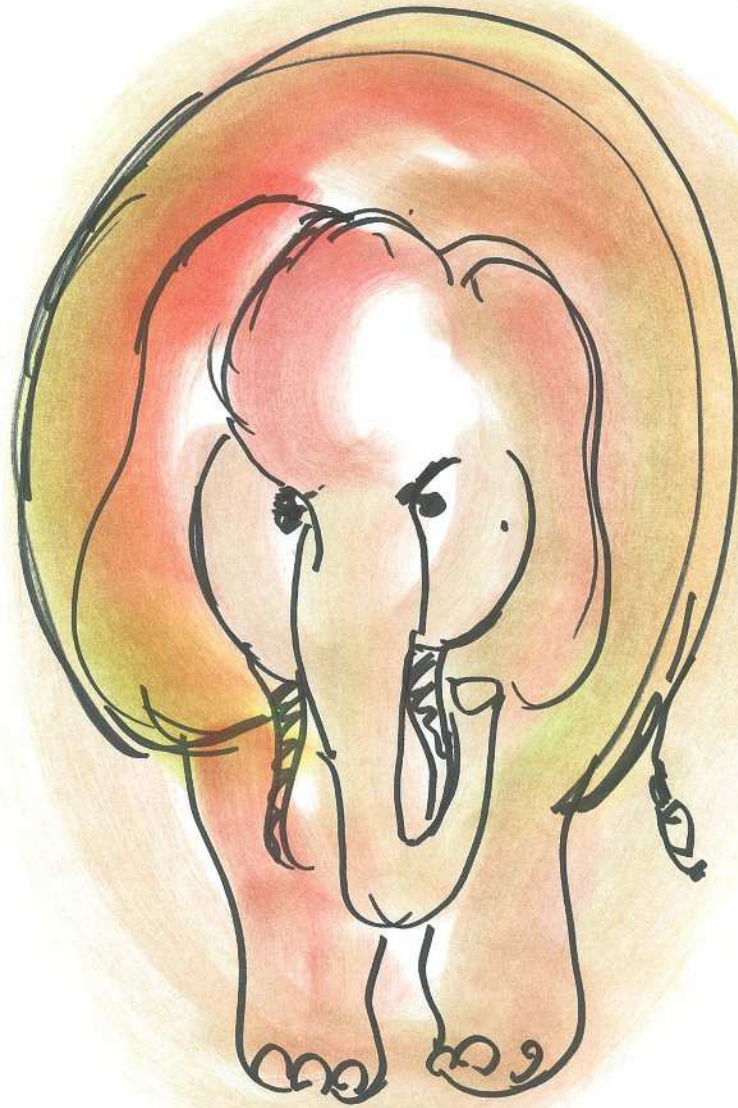
M . トラ

コミカルタッチなトラ

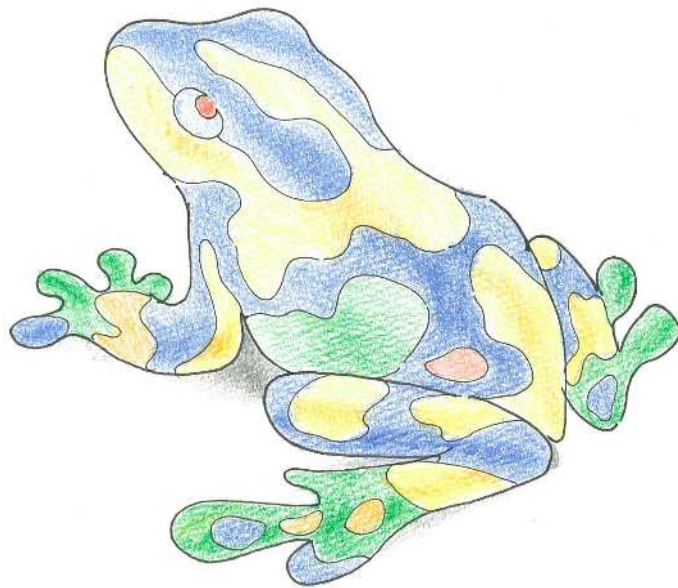
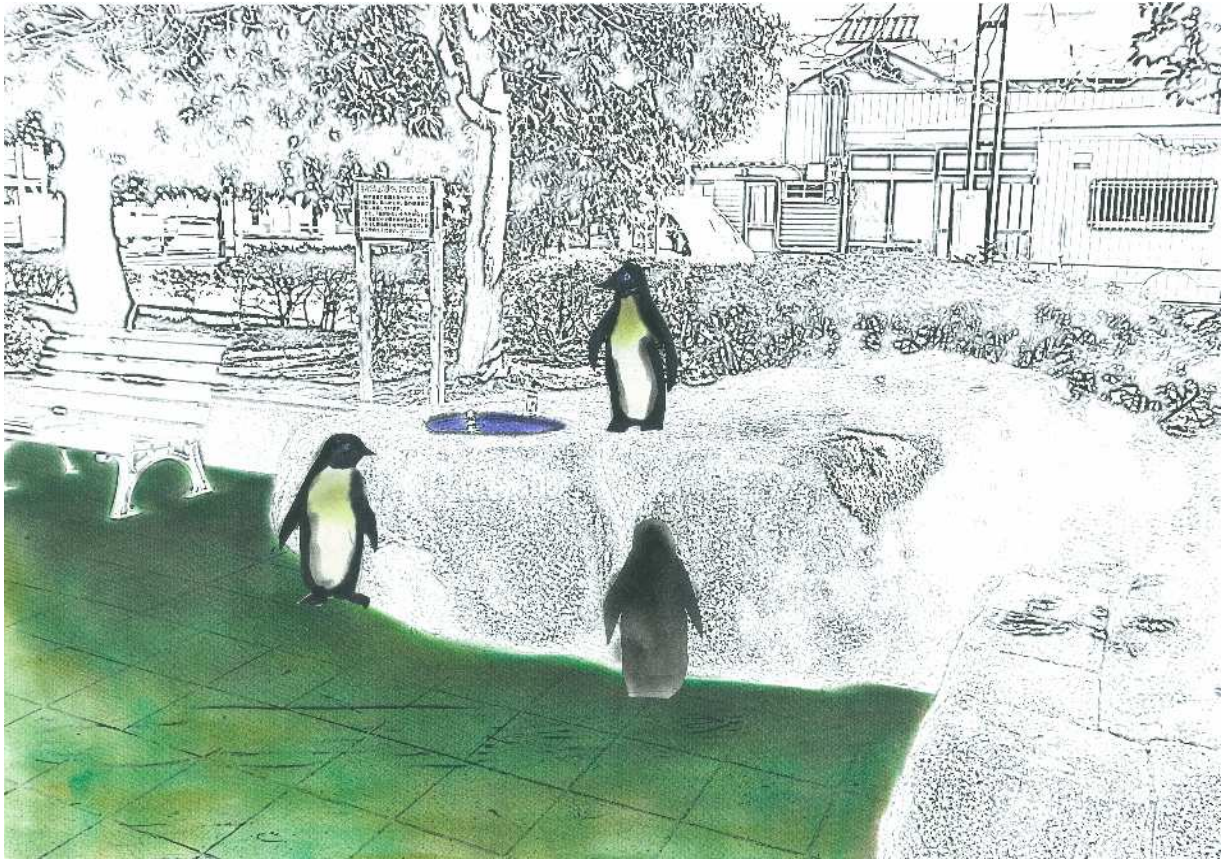


N . ゾウ

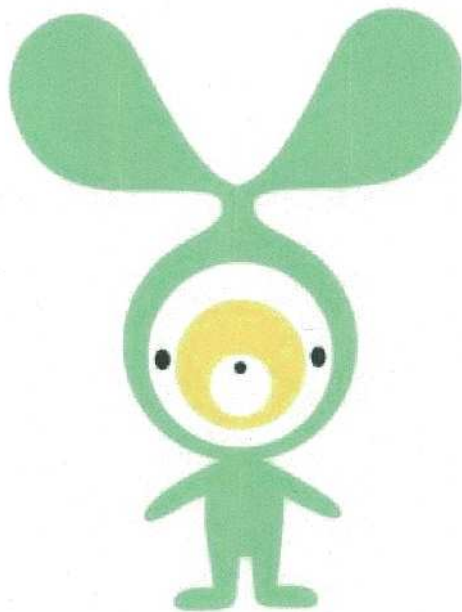
メルヘンチックなゾウ



○ . ペンギン、カエル (水飲み場)



P . 美術館ロゴマークからの彫刻（誘導サイン）



## 第3章 管理運営のあり方

美術の森緑地整備に伴う緑地の管理運営については次のとおりとします。

### 1．緑地管理の所管

本緑地の整備後は、多くの動物等の彫刻を設置することから、利用者が触れて楽しむことが予想されます。また、美術館、商店会、町会等の団体がさまざまな行事で活用することが想定されるため、本緑地の管理については、地域文化部が美術館と一体的に担当することとします。

### 2．維持管理

緑地管理の主要な項目については、次のとおりとします。

#### (1) 開園時間

公園は終日利用できることが原則であるが、本緑地にはさまざまな彫刻が設置されることから、夜間は閉鎖管理により彫刻を保全するものとし、現状の利用状況を考慮した時間帯とする。

#### (2) 芝生管理

芝生は利用状況に応じた適正な管理に努める。

#### (3) 彫刻等の管理

作品価値を損なわないよう、破損・褪色等に対応する保守点検を練馬区美術家協会、日本大学芸術学部等制作者の協力のもとで計画的に実施する。

#### (4) 安全管理

安全・安心および保守管理のため、公園灯を設置し、閉館中の夜間も園内の一定の明るさを確保するとともに、防犯カメラの設置を検討する。

#### (5) 地域ボランティアの活用

芝生や樹木の日常管理は、現状どおり業者委託により行う。ただし、可能な範囲で地域の町会、商店会、また大学等と協働による管理のあり方についても検討する。

#### (6) 利用者数の把握

美術館、緑地の管理運営の指標とするために、利用者数を把握する自動計数計等を設置する。

### 3．事業活用について

緑地整備後は、以下の例示のとおり各種事業に活用することを検討します。

#### (1) 美術館ワークショップ

こども絵画教室

写真教室

園内ガイドツアー

#### (2) 目的外利用

町会・商店会等の団体行事  
リサイクルマーケット

#### 4．ブランドの形成

緑地をアピールするキャッチフレーズ等を作成・運用し、美術館と一体となったブランドの形成に努めます。

### 第4章 今後の整備スケジュール(予定)

|             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 平成 25 年 1 月 | 美術の森緑地整備基本構想素案の区民意見反映制度による意見募集 |
| 平成 25 年 3 月 | 美術の森緑地整備基本構想の決定                |
| 平成 25 年度    | 基本設計・実施設計                      |
| 平成 26 年度    | 整備工事・展示彫刻制作 開設                 |